## 建築基準法第43条第2項第2号による同意基準

## 包括同意基準

		適用建築物	特定行政庁許可基準			
	省令第10条の3(4項2号)		交通上	安全上	防火上	衛生上
基準 2	敷地が農道その他これに類する公共の用に供する道 (幅員4m以上のものに限る。)に2m以上接する建築物であること。  ・港湾道路 ・農道整備事業、土地改良事業等による道路 ・河川、海岸の管理用道路 等	【適用建築物B】 ・法別表第1(い)欄(1)項に掲げる用途の建築物 ・島根県建築基準法施行条例第6、8、9条の適用を受ける建築物・延べ面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計)が500㎡を超える建築	転回広場)、第3号(砂 利敷等)、第4号(縦断 勾配)に規定する基準 に適合。 ・空地の維持管理、通	同左	同左	・空地を前面道路とみなし、道路斜線制限及び容積率の規定に適合すること。 ・雨水、汚水排水の処理のための施設が確保されていること。

## 包括同意基準

	省令第10条の3(4項3号)							
基準3-①		該敷地と道路との間を であること 関連水路、暗渠式水路 は は等	【適用建築物B】 ・法別表第1(い)欄(1)項集第第1(い)欄(1)項集第第1(い)欄健準第1(小)途の開始。由表別表別表別表別。由表別表別。由表別表別。由表別表別。由表別表別。由表別表別。由表別表別。由表別表別。由表別表別。由表別表別。由表別表別表別。由表別表別。由表別表別。由表別表別。由表別表別。由表別表別。由表別表別表別。由表別表別表別表別	と見なし、通常の確認 いるときは、当該部分を	同左	支障なし	・通路が接続する道路 を前面道路とみなし、 道路からの道路斜線 制限及び容積率の規 定に適合すること。 ・雨水、汚水排水の処 理のための施設が確 保されていること。	